

新型インフルエンザ等対策業務計画

令和8年4月

(一社) 日本医薬品卸売業連合会

1 総則

(1) 新型インフルエンザ等対策業務計画の目的・基本方針

① 目的

この業務計画は、医薬品卸の社会的責任を踏まえ、病原性の高い新型インフルエンザ又は同様に危険性のある新感染症(以下、「新型インフルエンザ等」という。)が発生した場合に、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な不可欠な医療用医薬品を安定的かつ継続的に供給し、感染拡大を可能な限り抑制することにより、国民の生命及び健康を保護するとともに、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的とする。

② 基本方針

新型インフルエンザ等が発生した場合、上記の目的を達成するため、国及び関係機関、会員・会員構成員と緊密に連絡調整を行いつつ、適時・適切な対応を行う。また、職員の安全の確保を図りつつ、必要な業務を継続するため、職場における感染対策を徹底するとともに、リモートワークの活用、不要不急の業務の縮小・休止等により、必要な業務に支障がないよう取り組む。

(2) 業務計画の運用

職員の安全確保を最優先としつつ、指定公共機関としての役割を果たすため、感染症の発生段階に応じて、本計画を臨機応変に運用する。なお、国の基本的対処方針等を踏まえ、様々な状況に柔軟に対応する。

2 新型インフルエンザ等対策の実施体制

(1) 新型インフルエンザ等対策の実施体制

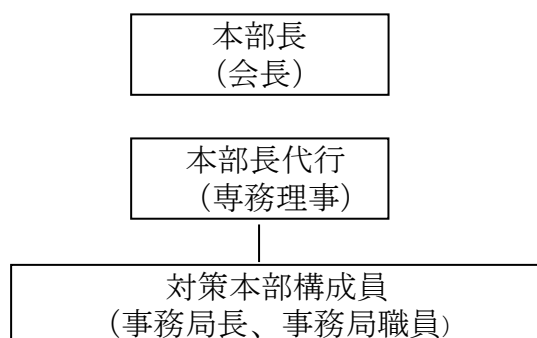
① 平時の体制

- ・ 平時から本会事務局は、国、会員（都道府県医薬品卸協会（組合）、会員構成員（医薬品卸）等と連絡協議に努める。
- ・ 本会及び会員、会員構成員各社は、新型インフルエンザ等が発生した場合における事業継続体制について、適宜、点検・確認する。
- ・ 新型インフルエンザ等対策業務計画を遂行するため、国・会員の緊急時における連絡責任者について、名簿を作成し、適宜更新を行う。

② 発生時の体制

- ア 新型インフルエンザ等が発生した場合、会長は、政府対策本部の設置状況、当該感染症の病原性・感染力等の情報を勘案した上で、速やかに本会に対策本部を設置する。
- イ 対策本部の本部長は本会会長とし、本部長代行に専務理事を充てる。
- ウ 対策本部の構成員は、事務局長及び事務局職員とする。

<対策本部の構成>



(2) 情報収集・共有

- ・ 対策本部は、国、会員、会員構成員、関係機関等から提供される情報を的確に把握する。
- ・ 対策本部は、本会職員、会員、ならびに会員に報告された会員構成員の従業員の状態を把握し、情報提供、連絡の維持・確保を図る。

(3) 関係機関との連携

- ・ 新型インフルエンザ等対策の円滑な実施のため、次の機関と適切な連携を図る。
 - 国 : 内閣官房内閣感染症危機管理統括庁、厚生労働省等
 - 地方公共機関 : 都道府県、市町村等
 - 関係団体 : 日本製薬団体連合会、日本製薬工業協会、日本医師会、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本保険薬局協会、日本看護協会等

3 新型インフルエンザ等対策に関する事項

(1) 新型インフルエンザ等対策業務の内容及び実施方法

- 本会の会員構成員である医薬品卸が、国の要請・指示に基づき、医療用医薬品を安定的に供給できるよう、関係機関等との連絡調整その他適切な対応を行う。
- 会員構成員の状況を把握の上、国に対して、医療用医薬品の安定供給に必要な支援を要請する。
- 新型インフルエンザ等の発生時において、職員の出勤率の低下等により人員が不足した場合には、優先する業務を明確にし、その他の業務を縮小又は休止する。

＜新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、

新たに発生する業務、継続する業務等の基本的な考え方＞

業務区分		基本的な考え方	主な業務（例）
新たに発生する業務		① 感染拡大防止対策 ② 危機管理体制上、必要となる業務	① 新型インフルエンザ等に関する情報収集・情報発信 ② 会員構成員における医療用医薬品の安定供給に関する情報収集及び国への報告等
通常業務	継続業務	① 休止すると医療用医薬品の安定供給に支障が出る業務 ② 休止すると法令違反になる恐れのある業務 ③ 機能維持のための基盤業務	① 会員及び会員構成員との連携 ② 本会職員の必要最小限の労務管理 ③ コンピューター等基盤システムの維持
	縮小業務	① 緊急性を要しないが、継続が望ましい業務	① 各種委員会の中の医薬品流通に係る必要最小限の会議
	休止業務	① 緊急性を要しない業務 ② 多数の人が集まる業務	① 機関紙の発行等 ② 各種委員会、研修など

（２）感染対策の検討・実施

① 平時より、以下の感染対策について徹底する。

- ・ 職場や共用施設等における感染拡大防止策（清掃・消毒・換気・手洗い・咳エチケット等）を徹底する。
- ・ 感染者（疑い者も含む）が発生した場合の対応策を周知徹底する。
- ・ 感染予防物品（マスク・消毒液・非常食等）を職場に配備し、定期的な入れ替えを行う。

② 職員の新型インフルエンザ等の発生状況について、プライバシーに配慮しつつ、確認する。

4 教育・訓練、点検・改善

(1) 教育・訓練

- ・ 職員の安全確保を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を迅速かつ適切に実施するため、関係資料を十分確認して、知識の周知と理解の向上を図る。
- ・ 備品等の確認を定期的に行い、職員が新型インフルエンザ等の流行の際に実効性のある対応ができるようにする。
- ・ 安否確認システムを活用し、職員の発症状況や出勤不可の可能性等の確認を目的とした訓練を実施する。
- ・ 国、関係団体から訓練の参加要請があれば、積極的に参加する。

(2) 業務計画の見直し

国等が提供する情報を適宜入手し、必要に応じて業務計画の見直しを行う。